



# 食品表示にも複数言語

田中 晋

## 連邦、地域、二つのレベルでのアプローチ

ベルギーの食品表示への取り組みは、連邦と地域レベルのアプローチに分けられる。連邦レベルではEUの規則に基づき、法律による表示規則の強化が図られる一方、フランマン、ワロンなどの地域レベルでは、牛肉、野菜など品質に関する表示が作成され、地場製品の販売促進も兼ねた普及努力が行われている。

連邦レベルの食品表示の規則はEU指令に沿った形で既に70年代から作成されている。その後改正が重ねられ、現在は99年9月13日付の王令が最新のガイドラインとなる。ベルギーのように多言語・異文化で構成される国家の場合、EU指令のような国家外の動きも重要な要素となっている。

欧州委員会は加盟各国ごとに食品の表示内容に関する規則が異なると、域内市場での商品の自由移動が妨げられ、平等な競争が行われなくなるとしている。こうした問題に対処するため、同委員会は表示に関する加盟各国法規の共通化を図る「最終消費者向け食品の表示ならびにプレゼンテーション、広告に関する加盟国法規の統一化に関する欧州議会・理事会指令2000/13/EC」を2000年3月20日に採択した。この指

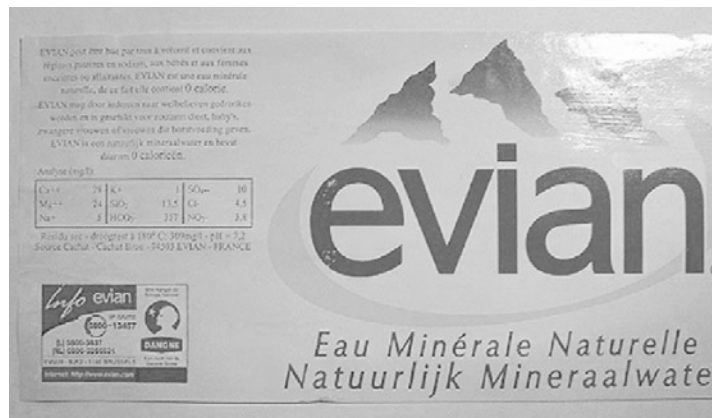
令は同年5月26日から発効し、加盟各国は同指令の規定内容を国内法に取り入れることを義務付けられている。

食品のラベル表示に関する法規の基本原則は、①消費者への情報提供、②消費者保護であるが、加盟国はこの原則を満たす適切なラベル表示を行うため、欧州共同体設立条約に抵触しない限り、使用言語を選択できるとしている。

また、EUの法規ではカバーされない分野は、国内法規によってカバーできるが、その場合は加盟国が欧州委員会および他の加盟国にその必要性を説明する義務がある。

## 省庁再編まで発展した鶏肉汚染問題

99年、国内で販売された一部の鶏肉のダイオキシン汚染事件が発生した。1月に国内の飼料メーカーの貯蔵庫がダイオキシンで汚染され、同飼料で生産された国内の鶏肉が広範囲にわたり影響を受けた。しかし、



フランス語とオランダ語の2カ国語表示がなされたラベル

農業省が鶏肉の販売中止を発表したのは5月下旬で、どの時点でダイオキシンが発生したかの特定に時間がかかり、対応の遅れから担当大臣の引責辞任にまで発展した。同事件は、国内の食品におけるトレーサビリティ（追跡可能性）の問題に一石を投じるものとなった。

政府は、この事件を受けて2000年2月、農業省、社会問題省、保健省、環境省などの食品管轄部署を統合し、連邦食料安全庁（Agence Fédérale pour la Sécurité de la Chaîne Alimentaire）を設立、迅速な対応に努めた。同時に食品の安全性に関する現状把握を強化、追跡可能な情報を含めた消費者への情報開示に向けての取り組みを始めた。この事件は、連邦レベルでの食品表示規則の改正には結び付かなかったものの、食品の安全性が消費者に与える影響の重大さ、特に追跡可能な情報の重要性を認識する契機となった。

### 複数言語国家ゆえの表示問題

表示にかかわるベルギーならではの事件もある。欧州司法裁判所の「ペーテルス（Peeters）判決」（91年6月18日）である。オランダ語圏のフラマン地域で、ミネラルウォーター販売企業ペーテルスの品質表示がフランス語またはドイツ語のみであったことから、輸入・流通業者らがオランダ語の使用を求めて訴訟を起こした。欧州司法裁判所の判定は「購買者が容易に理解できる他の言語を使用すること、もしくはその他の方法で購買者への情報提供を保証する可能性を残すこと」であった。情報として表示の重要性を明確にしたものと言えよう。現在では、ベルギーで販売されるミネラルウォーターはフランス語とオランダ語の2

カ国語表記となっている。

### 消費者に適切な情報提供の努力

消費者に対し、安全情報の提供も活発に行われている。国内最大の消費者協会であるテスト・アシャ（[http://www.testachat.be/home\\_right.asp](http://www.testachat.be/home_right.asp)）は、58年に設立された団体で、同協会発行媒体の購読費用によって運営資金が賄われている。テスト・アシャの食品政策専門家であるロベール・レミイ氏は、同協会の使命は、①消費者に正確な情報を提供する（informer）、②消費者のコンセンサスを形成する（former）、③消費者を保護する（défendre）の3点に尽きるとする。特に、消費者保護の観点からは、製造年月日、包装日、保存可能期限に関する情報が重要であるとし、虚偽の表示を行った不誠実な業者に関する情報も消費者へ伝達することが大切であると述べている。同時に一律となりがちな法律ではカバーできない「多様な食品」に関する情報も消費者に提供することが重要な任務だとする。例えば、遺伝子組み換え作物など評価が定まっていない食品について、どのように確認・監視するかは、今後の課題としている。

同協会では、食品の専門家でない消費者に情報を分かりやすく伝えることに力を入れ、インターネットおよび独自の発行媒体を通じて、食品表示の見方、スーパー、小売店の安全性比較調査などを具体的な店名入りで公表し、消費者の支持を得ている。なお、同協会の発行媒体も食品表示同様、フランス語とオランダ語の2カ国語版が用意されている。

（たなか すずむ／ブリュッセル・センター）